

公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団役員及び評議員並びに特別顧問の
報酬等及び費用弁償に関する規程

(制定 平成 23 年 10 月 21 日)

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）及び評議員並びに特別顧問の受ける報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

(報酬の種類)

第 2 条 常勤の役員の受ける報酬は給与とし、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当及び期末手当とする。

- 2 前項に定める給与のうち、給料は評議員会の決議により定めるものとし、その他手当は群馬県の一般職の職員の例によるものとする。
- 3 非常勤の役員及び評議員並びに特別顧問の受ける報酬は日額とし、その額は役員及び評議員並びに特別顧問の職務等を考慮して、評議員会で定める。
- 4 前 3 項の場合において、群馬県及び群馬県教育委員会の公務員及び評議員会でこれに準ずる者として定めた者には報酬は支給しない。

(報酬の支給総額)

第 3 条 役員の報酬の年間の総額は、20,376 千円を超えない範囲内とし、このうち常勤の理事の総額を 18,000 千円以内、非常勤の理事の総額を 1,848 千円以内、監事の総額を 528 千円以内とする。

- 2 前項に定める報酬の年間の総額の内、常勤の理事一人当たりの総額を 6,000 千円以内、非常勤の理事一人当たりの総額を 264 千円以内、監事一人当たりの総額を 264 千円以内とし、一人当たりの報酬の額は評議員会で定めるものとする。
- 3 評議員の報酬の年間の総額は、550 千円を超えない範囲内とし、評議員一人当たりの総額を 55 千円以内とし、一人当たりの報酬の額は評議員会で定めるものとする。
- 4 特別顧問の日額報酬の額は、第 2 条第 3 項の規定に基づき評議員会が定めるものとする。

(報酬の支払方法)

第 4 条 常勤の役員の報酬の内、第 2 条に定める期末手当を除く給与は月額で支給し、期末手当は 6 月 1 日及び 12 月 1 日にそれぞれ在職する役員に対して支給する。この場合において、支払方法は通貨をもって本人に支払うものとする。

- 2 非常勤の役員及び評議員並びに特別顧問の報酬の支払方法は、職務に従事した日の翌月に通貨をもって本人に支払うものとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、支払方法については、本人の指定する本人名義口座への

振込の方法によることができるものとする。

(旅費・費用弁償)

第 5 条 役員及び評議員並びに特別顧問がこの法人の職務のため旅行したときは、常勤の者には旅費を支給し、非常勤の者にはその費用を弁償する。

2 旅費及び費用弁償の額及び支払方法は、群馬県の一般職の職員の行政職給料表の 7 級相当額とする。

(適用除外)

第 6 条 群馬県又は群馬県教育委員会から派遣されている職員が役員及び評議員を兼ねる場合は、その者の報酬及び旅費については、この規程によらず、それぞれ公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団職員給与規程及び旅費規程によるものとする。

(補則)

第 7 条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

2 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

1 この規程は、公益財団法人の設立の日から施行する。

2 この規程に施行に伴い、財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団役員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する規程は廃止する。